

第10章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第10章 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和45年法律第137号)

1 一般廃棄物処理施設の種類 (法第8条第1項)

一般廃棄物処理施設の種類	設置にあたり許可が必要となる規模
ごみ処理施設 (焼却施設以外)	一日当たりの処理能力が5 t 以上
ごみ処理施設 (焼却施設)	一時間当たりの処理能力が200kg 以上 又は火格子面積が2㎡以上
し尿処理施設	(全て)
一般廃棄物の最終処分場	(全て)

2 産業廃棄物処理施設の種類 (法第15条第1項)

産業廃棄物処理施設の種類	設置にあたり許可が必要となる規模
汚泥の脱水施設	一日当たりの処理能力が10㎡超
汚泥の乾燥施設 (天日乾燥以外) (天日乾燥)	一日当たりの処理能力が10㎡超 一日当たりの処理能力が100㎡超
汚泥の焼却施設	(次のいずれか) 一日当たりの処理能力が5 ㎡超 一時間当たりの処理能力が200kg 以上 火格子面積が2 ㎡以上
廃油の油水分離施設	一日当たりの処理能力が10㎡超
廃油の焼却施設	(次のいずれか) 一日当たりの処理能力が1 ㎡超 一時間当たりの処理能力が200kg 以上 火格子面積が2 ㎡以上
廃酸又は廃アルカリの中和施設	一日当たりの処理能力が50㎡超
廃プラスチック類の破碎施設	一日当たりの処理能力が5 t 超
廃プラスチック類の焼却施設	(次のいずれか) 一日当たりの処理能力が100kg 超 火格子面積が2 ㎡以上

産業廃棄物処理施設の種類	設置に当たり許可が必要となる規模
木くず又はがれき類の破碎施設	一日当たりの処理能力が5 t 超
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	(全て)
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	(全て)
廃水銀等の硫化施設	(全て)
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	(全て)
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	(全て)
廃ポリ塩化ビフェニル (以下 PCB) 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	(全て)
廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	(全て)
PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	(全て)
産業廃棄物 (汚泥、廃油、廃プラスチック類及び PCB を除く) の焼却施設	(次のいずれか) 一時間当たりの処理能力が200kg 以上 火格子面積が 2 m ² 以上
遮断型最終処分場 (有害な産業廃棄物の埋立地)	(全て)
安定型最終処分場 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の埋立地)	(全て)
管理型最終処分場 (有害な産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の廃棄物の埋立地)	(全て)

3 産業廃棄物の種類と処分の例

業種	No.	産業廃棄物		処分の例	
		種類	具体例		
全ての業種が対象	1	廃プラスチック類	廃タイヤ、発泡スチロール、廃農業用フィルム等の全ての廃プラスチック類	溶融 → 再利用 15cm以下に破碎・焼却後→埋立→ ※自動車等破碎物等は管理型埋立 〔焼却灰は管理型埋立〕	安定型処分場
	2	ゴムくず	天然のゴムくず(切断くずなど)		
	3	金属くず	鉄くず、空き缶などの全ての金属くず	破碎等 → 再利用 大きいものは破碎後 → 埋立 →	
	4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス、陶磁器くず、レンガなどのくず、コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く	※ 廃石膏ボード、自動車等破碎物等は管理型埋立	
	5	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片等の各種廃材		管理型処分場
	6	燃え殻	焼却残灰、石炭がら等の焼却残渣	無害を確認後 → 埋立 →	
	7	汚泥	製造業、工業廃水等の処理後に残る泥状のもの	無害を確認 → 再利用 焼却・脱水後 → 埋立 →	
	8	廃油	鉱物性油及び動植物性油に係る全ての廃油、廃溶剤	無害を確認 → 再利用 → 焼却(タールピッチ類を除く) →埋立→	
	9	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの全ての酸性廃液	中和・イオン交換等 → 蒸発、焼却等 〔埋立禁止〕	
	10	廃アルカリ	廃ソーダ液などの全ての廃アルカリ性廃液		
	限定した業種が対象	11	銧さい	電気炉からの残さい、廃鋳物砂	
12		ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん捕集ダスト	飛散防止措置後 → 埋立 →	
13		紙くず	紙製品製造業、出版業等の紙くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の紙くず(包装材、段ボール、壁紙くず等)	→ 再利用	管理型処分場
14		木くず	木材・木製品製造業の木くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の木くず(型枠、足場材等、内装・建具工事等残材、抜根、伐採材、解体木材等)、物品賃貸業、貨物の流通のために使用したパレット※等	焼却後 → 「燃え殻」 →埋立→	
15		繊維くず	繊維工業等の天然繊維くず、建設業(工作物の新築、改築又は除去)の繊維くず(廃ウエス、縄、ロープ等)		
16		動植物性残さ	食料品製造業、医薬品の製造業及び香料製造業の動植物性残さ	→ 再利用 焼却・脱水等 → 埋立 →	
17		動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場からの固形不要物	→ 再利用(制限あり) 焼却 → 埋立 →	
18		動物のふん尿	畜産農業から出る牛、豚等のふん尿又は死体	→ 再利用 焼却・脱水等 → 埋立 →	
19		動物の死体			
20			1～19までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	無害の確認 → 埋立 →	

※貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)については、業種の限定がありません。

4 特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類		性状及び具体例
廃	油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類（引火点70℃未満のもの）（タールピッチ類及びその他の廃油を除く。） 〔関連事業〕 紡績、新聞、香料製造、医薬品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他
廃	酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の著しい腐食性を有する廃酸
廃	アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の著しい腐食性を有する廃アルカリ 〔関連事業〕 カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他
感染性産業廃棄物		感染性病原体が含まれ、若しくはそのおそれのある産業廃棄物 （血液の付着した注射針、採血管など） 〔関連事業〕 病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他
特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等	廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物を含む廃油
	ポリ塩化ビフェニル汚染物	汚泥のうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、紙くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだもの、木くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、繊維くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの、廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、金属くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くずのうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの、がれき類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着したもの
	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等	○特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ○水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	廃石綿等	○建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹きつけ石綿・石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材及び除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの ○大気汚染防止法の特定粉じん発生装置を有する事業所の集じん装置で集められたものなど
	その他の有害廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等の産業廃棄物で特定施設等から排出されるもので有害物質を判定基準を超えて含むもの 〔有害物質〕 アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

5 特別管理産業廃棄物の判定基準

有害物質（金属等）の名称	汚泥、鉱さい、燃え殻、ばいじん	廃酸、廃アルカリ
	溶出試験（mg/L）	含有量試験（mg/L）
アルキル水銀化合物	不検出	不検出
水銀又はその化合物	0.005 以下	0.05 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 以下	0.3 以下
鉛又はその化合物	0.3 以下	1 以下
有機燐化合物	1 以下	1 以下
六価クロム化合物	1.5 以下	5 以下
砒素又はその化合物	0.3 以下	1 以下
シアン化合物	1 以下	1 以下
ポリ塩化ビフェニル *	0.003 以下	0.03 以下
トリクロロエチレン *	0.1 以下	1 以下※
テトラクロロエチレン *	0.1 以下	1 以下※
ジクロロメタン *	0.2 以下	2 以下※
四塩化炭素 *	0.02 以下	0.2 以下※
1,2-ジクロロエタン *	0.04 以下	0.4 以下※
1,1-ジクロロエチレン *	1 以下	10 以下※
シス-1,2-ジクロロエチレン *	0.4 以下	4 以下※
1,1,1-トリクロロエタン *	3 以下	30 以下※
1,1,2-トリクロロエタン *	0.06 以下	0.6 以下※
1,3-ジクロロプロペン *	0.02 以下	0.2 以下※
チウラム	0.06 以下	0.6 以下
シマジン	0.03 以下	0.3 以下
チオベンカルブ	0.2 以下	2 以下
ベンゼン *	0.1 以下	1 以下※
セレン又はその化合物	0.3 以下	1 以下
1,4-ジオキサン *	0.5 以下	5 以下※

注1) *印の有害物質を含む廃油は、特別管理産業廃棄物となります。（ポリ塩化ビフェニルのみ、0.5mg/kgが基準値であり、その他は※印のある廃酸、廃アルカリの判定基準と同じ）

注2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する「特定施設」から発生した「汚泥」、「燃え殻」、「ばいじん」等のうち、ダイオキシン類を試料1グラムあたり3ナノグラム以上含むものも、特別管理産業廃棄物になります。

